

令和6年5月10日

保護者の皆様

岡崎市立美合小学校
校長 鈴木 正統

令和6年度の台風等異常気象時の対応の変更について

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

見出しの件につきまして、岡崎市内小中学校で統一して以下のように変更されました。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 台風等異常気象時の対応について

(1) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

○児童の登校する以前に岡崎市に暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合

ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。

イ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。

上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。

※ウについて、保護者が自宅待機と判断する場合は、登校できない旨を学校へ伝える。

○児童の登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

今までどおり（PTA総会資料を参照してください）

(2) 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

ア 校長は、学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。

イ 校長は、児童が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合は、該当児童を自宅待機とし登校させない。

ウ 校長は、学校周辺及び、児童が居住する地域、または通学路の災害状況等により、安全に帰宅できないと認める場合や、通学距離等により帰宅が困難と認める場合は、当該児童を校内待機とし下校させない。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

※アイウについては、美川ブロックの学校（美川中、男川小）とも連携を取り、決定する。

2 地震発生時及び南海トラフ地震等に関連する情報

(1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

ア 児童の安否確認、授業再開の準備等、被害の状況に応じて適切に対応する。

イ 児童が在校時は、必要に応じて学校や児童の様子を保護者に連絡をしたり、引き渡しの依頼をしたりする。

ウ 児童が在宅時は、臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。

裏面に続きます

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）が発表された場合

○児童の在校時

- ア 児童をグラウンド等安全な場所に避難させる。
- イ 教職員は、児童を確認し、避難マニュアルに沿って行動し下校させる。保護者の引き渡しがある場合は、名簿等によって確認の上引き渡す。
- ウ 事情により下校できない児童にあっては、学校内の安全な場所で待機させる。

○児童が登下校時

- ・ 登下校中の児童については、危機管理マニュアルに基づき、速やかに帰宅させる等適切な対応をする。

○児童の在宅時

- ア 児童の登校前の場合は休校とし、登校させない。
- イ 臨時休校や学校再開の時期等を保護者に連絡する。

※ 災害発生時、発生前後における登校の可否の判断に際しては、学校が通学路等の安全確認を行うとともに、家庭においても各々確認、判断していただく。